⑦　Ｇの外国人教師等宿泊施設については、築35年が経過しており老朽化が著しい。また、新たな入居者は停止し、現入居者に平成27年９月30日までの退去を要請し、退去が完了次第用途を廃止することを決定している。そのため、今後は利用されることが見込まれない空室となった建物について、減損を認識した。

⑧　Ｈの学生宿舎については、改修業務の中止を決定しているため、今後は当該設計を使用することは見込まれなくなり、減損を認識した。

⑷　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

記号	用途	種類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
A	職員宿舎(集合住宅)	建物	― 千円	40,131千円
		構築物	― 千円	
B	職員宿舎（一戸建）	建物	― 千円	2,979千円
C	職員宿舎(集合住宅)	建物	― 千円	100,594千円
		附属設備	― 千円	
		構築物	― 千円	
D	職員宿舎(集合住宅)	建物	― 千円	13,640千円
		構築物	― 千円	
E	職員宿舎(集合住宅)	建物	― 千円	20,180千円
		構築物	― 千円	
F	職員宿舎（一戸建）	建物	― 千円	33,966千円
		構築物	― 千円	
G	外国人教師等宿泊施設	建物	― 千円	16,759千円
		構築物		
H	学生宿舎	建設仮勘定	4,296千円	― 千円
合計			4,296千円	228,249千円

⑸　回収可能サービス価額

①　Ａの職員宿舎（集合住宅）、Ｂの職員宿舎（一戸建）、Ｃの職員宿舎（集合住宅）、Ｄの職員宿舎（集合住宅）、Ｅの職員宿舎（集合住宅）、Ｆの職員宿舎（一戸建）及びＧの外国人教師等宿泊施設については、売却見込がないため、使用価値相当額により測定している。使用価値相当額については、当該資産の帳簿価額に、当該資産につき使用が想定されている部分の割合を乗じて算出している。

②　Ｈの学生宿舎については、使用価値相当額により測定している。使用価値相当額については、当該資産が不用となったため０としている。

２．減損の兆候

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

記号	用途	種類	帳簿価額		場所
a	職員宿舎(集合住宅)	建物	320,432千円	計 334,004千円	茨城県つくば市吾妻２丁目
		構築物	13,572千円		
b	職員宿舎(集合住宅)	建物	59,029千円	計 65,381千円	茨城県つくば市吾妻４丁目
		附属設備	3,484千円		
		構築物	2,868千円		
c	職員宿舎(集合住宅)	建物	2,957千円	計 2,960千円	茨城県つくば市竹園３丁目
		構築物	３千円		
d	職員宿舎（一戸建）	建物	11,788千円	計 11,789千円	茨城県つくば市竹園３丁目
		構築物	１千円		
e	職員宿舎(集合住宅)	建物	3,134千円	3,134千円	茨城県つくば市並木４丁目
f	職員宿舎（一戸建）	建物	15,425千円	計 15,430千円	茨城県つくば市並木３丁目
		構築物	５千円		
合計				432,698千円	

⑵　認められた減損の兆候の概要

①　ａの職員宿舎（集合住宅）及びｂの職員宿舎（集合住宅）については、平成31年４月以降の新たな入居は停止予定であり、現入居者に平成33年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途廃止とすることを平成27年３月に決定しているため、減損の兆候が認められた。

②　ｃの職員宿舎（集合住宅）及びｄの職員宿舎（一戸建）については、平成27年４月以降の新たな入居は停止予定であり、現入居者に平成29年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途廃止とすることを平成27年３月に決定しているため、減損の兆候が認められた。

③　ｅの職員宿舎（集合住宅）については、平成28年４月以降の新たな入居は停止予定であり、現入居者に平成30年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途廃止とすることを平成27年３月に決定しているため、減損の兆候が認められた。

④　ｆの職員宿舎（一戸建）については、新たな入居は停止しており現入居者に平成27年９月30日での退去を要請し、退去が完了次第用途廃止とすることを平成25年５月に決定しているため、減損の兆候が認められた。

⑶　減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

①　ａの職員宿舎（集合住宅）については、建物と構築物からなり、建物と補完的な関係を有する構築物（ブロック案内板等）であることから、一体としてそのサービスを提供するものと認められたため、減損の判定にあたっては一体として行っている。

②　ｂの職員宿舎（集合住宅）については、建物、附属設備、及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（消火補給水槽等）及び構築物（気灌・設備一式等）であることから、一体としてそのサービスを提供するものと認められたため、減損の判定にあたっては一体として行っている。

③　ｃの職員宿舎（集合住宅）については、建物及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する構築物（掲示板等）であることから、一体としてそのサービスを提供するものと認められたため、減損の判定にあたっては一体として行っている。